

電波環境協議会(EMCC)「微弱無線適合マーク(ELPマーク)」の 試験機関に指定されました

平成 28 年 6 月 28 日から、電波環境協議会（EMCC）による「微弱無線設備登録制度」が開始され、微弱無線設備の技術基準に適合するものには「EMCC 微弱無線適合マーク(ELP マーク)」が付されることとなりました。

ELP マークは、総務省の定める 「電波法施行規則第六条第一項第一号の規定による免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数」 に適合していることを指定試験機関による試験により確認し、EMCC の厳密な審査を経て製品に付すことができます。

KEC は、本登録制度における指定試験機関として、登録申請に必要な試験サービスを開始いたしました。

試験のご相談やお申し込みについては下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】

一般社団法人 KEC 関西電子工業振興センター
試験事業部 EMC・安全技術グループ

電話：0774-29-9139

E-mail: inquiry@kec.jp